

みんなの国保

平成30年度 第2号

発行／平成30年12月1日

鶴岡市国保年金課

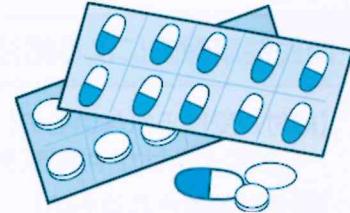
鶴岡市馬場町9番25号

ホームページアドレス

http://www.city.tsuruoka.lg.jp/

今回のお知らせ内容

- ① 70歳から74歳までの方の被保険者証について
- ② 職場の健康保険などに加入した場合の手続きについて
- ③ 第三者行為（交通事故など）と給付制限について
- ④ 医療機関等の適正受診について
- ⑤ 家計にやさしいジェネリック医薬品を活用しましょう
- ⑥ 災害や収入の著しい減少による医療費の支払いが困難な方へ



お知らせ① 70歳から74歳までの方の被保険者証について

～被保険者証と高齢受給者証が1枚になりました～

これまで、70歳から74歳までの方には、被保険者証と高齢受給者証（自己負担割合を明示したもの）の2枚の証を交付していましたが、平成30年8月の一斉更新から被保険者証と高齢受給者証を一体化しましたので、1枚の証で受診することができます。

お知らせ② 職場の健康保険などに加入した場合の手続きについて

就職や扶養認定などにより、職場の健康保険（国保組合を含む）に加入した場合は、国民健康保険の資格を喪失する手続きを14日以内に行う必要があります。国保喪失の届出を行わないと健康保険料と国民健康保険税を二重に納めることになりますのでご注意ください。

また、職場の健康保険等に加入した後に、鶴岡市交付の国民健康保険証で受診した場合、市が負担した医療費を返金していただく場合があります。

《国民健康保険の資格喪失届出に必要なもの》

- 国民健康保険の保険証
- 職場の健康保険の保険証（または資格取得証明書）
- 世帯主の認印
- 手続きに来庁する方の本人確認書類（免許証・パスポート等）
- 世帯主及び国民健康保険を外れる方のマイナンバー（個人番号）が記載されたもの

●お問合せ先 鶴岡市役所 ☎(0235) 25-2111 又は 各庁舎市民福祉課

- ・国保の手続きや各種制度、財政について：国保年金課 内線177・178
- ・国保税の課税の内容について：課税課諸税係：内線205
- ・国保税の納付について：納税課納税係：内線247・255
- ・特定健診、特定保健指導について：健康課成人保健係 内線367・370（総合保健福祉センターにこふる内）

【各庁舎】藤島庁舎市民福祉課 ☎64-2111（代表） 羽黒庁舎市民福祉課 ☎62-2111（代表）
柳引庁舎市民福祉課 ☎57-2113（直通） 朝日庁舎市民福祉課 ☎53-2111（代表）
温海庁舎市民福祉課 ☎43-4614（直通）

鶴岡市国民健康保険だより

お知らせ③ 第三者行為(交通事故など)と給付制限について

～第三者行為によるけがや病気は、保険給付を受ける(保険証を使う)ための届出が必要です～

交通事故など第三者（加害者・相手）の行為により負傷等した場合、第三者が医療費を負担することが原則ですが、届出を行うことで国民健康保険による給付を受けること（保険証での受診）ができます。

この場合、医療費（自己負担分を除いた保険給付分）は国民健康保険で立替払いをし、後日、鶴岡市より第三者へ請求することになりますので、相手方と示談する前に必ず届出を行ってください。

なお、届出方法など詳細については国保年金課にお問合せください。

～国民健康保険による給付が受けられない・制限される(保険証が使えない)場合があります～

【給付が受けられないもの】

仕事によるけがや病気(労災保険の対象)、健康診断、予防注射、正常な妊娠・分娩、美容整形 等

【給付が制限されるもの】

故意の事故、犯罪行為、喧嘩や泥酔による傷病 等

お知らせ④ 医療機関等の適正受診について

必要な人が安心して医療を受けられるように、また、国保税や皆様にご負担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関等を受診する際には、以下のことにご留意願います。

- 夜間に受診するか迷った時は、山形県の「救急電話相談」をご利用ください（毎日19時～22時）。
小児救急電話相談（15歳未満）#8000（携帯電話用） もしくは 023-633-0299
大人の救急電話相談（15歳以上）#8500（携帯電話用） もしくは 023-633-0799
- かかりつけの医師を持ち、気になることがあつたら、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。
- 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう（薬のもらいすぎに注意しましょう）。
- 医療機関・薬局にはお薬手帳を持参しましょう。医療費が減額になる場合があります。
- 柔道整復師の施術を受ける場合、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。
＊保険適用にならない場合もあります。

お知らせ⑤ 家計にやさしいジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売された先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、主治医・薬剤師にご相談ください。

※主治医の判断で、ジェネリック医薬品への切り替えが出来ない場合があります。

ポイント1 効き目OK：先発医薬品と同じ有効成分・効能・効果です

ポイント2 安全性も大丈夫：先発医薬品と同様の品質基準で製造されています

ポイント3 家計にやさしい：先発医薬品より安価になります

お知らせ⑥ 災害や収入の著しい減少による医療費の支払いが困難な方へ

災害や収入の著しい減少等により生活が困難となって、医療費の一部（窓口）負担の支払にお困りの方は国保年金課にご相談ください。

福祉部門と連携し、一部負担等の減免など個々の事情に合わせ対応します。